

『私たちは政治の暴走を許すのか』を読む

表題と写真は、今年4月に創設された「立憲デモクラシーの会」編による岩波ブックレットである。「96条の会」を担った学者を中心に、人文科学、自然科学の学者を広く集めて、閣議決定による憲法解釈変更に対抗する会として結成された。本書は同会が開催した2014年4月25日のシンポジウムの記録である。

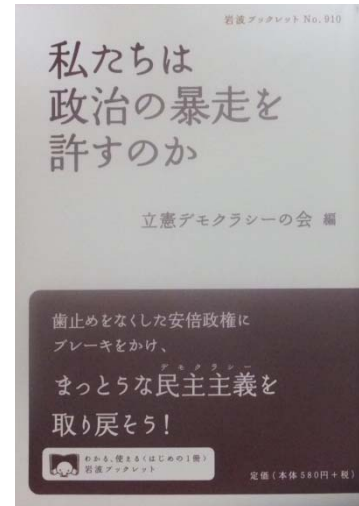
共同代表の山口二郎法政大学教授によれば、立憲主義とは、形式的には憲法にのっとり政治を動かすという原理を意味する。実質的には、単純な多数決による支配を抑制することこそ、立憲主義の要諦である。

民主政治(デモクラシー)が健全に作用するためには、多数の意思を吟味する仕組みを組み込むことが不可欠である。立憲主義とは、多数者といえども侵害できない価値や領域を確定し、それらを取り扱う際に厳格な手続きを規定するという政治体制の原理である。多数者の意思によってデモクラシーが破壊されることを防ぐために、立憲主義とデモクラシーが結びつくことが必要なのである。

「立憲デモクラシー」に真っ向から挑戦するのが、安倍政権の集団的自衛権の行使容認による憲法解釈の変更である。この本から学んだことを紹介していこう。

まず愛敬浩二名古屋大学教授の「立憲デモクラシーは『人類普遍の原理』か?」から。「安倍改憲」の性格を知るうえで重要なのが憲法97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」だ。国家権力を抑制するという立憲主義の本質を具体化した条文構造として高く評価できるものだが、自民党の「改憲草案」は97条を削除する。

もう一つ紹介しよう。杉田敦法政大学教授の「ブレーキのない車に乗る覚悟はありますか?」という問題提起である。立憲主義とは、憲法によって権力の暴走を制限するという考え方であり、その実現のために権力を分立させます。行政権に対して司法権や立法権があり、相互にチェックをしている。しかし、権力分立そのものを、いま安倍首相らは邪魔だと考えています。秘密保護法の国会審議の際に明らかになったように、議会を軽視し、行政府が提案した法案を一气呵成に成立させました。議会がもつブレーキとしての機能を弱めたいのです。裁判所、日銀、内閣法制局など、あらゆるブレーキを取って権力を一元化し、権力を抑えるものを排除する。これは立憲主義的な民主主義の否定です。でも安倍首相は、それが真の民主主義だと考えているのです。



(2014年11月14日)